



住宅用火災警報器 Q & A

Q 1 住宅用火災警報器は、どうして設置しなければいけないのですか

A 1 建物火災により亡くなった人の約8割は住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）で発生した火災によるものです。また住宅火災で亡くなった人の約5割が「逃げ遅れ」が原因とされています。

早期に火災の発生を知ることができたら、助かった可能性があったかもしれません。更には、住宅火災で亡くなった人の約7割を高齢者が占めています。

高齢化が進む中で、逃げ遅れによる死者数の低減を図るため、平成16年に消防法が改正され、市民の皆様の生活に密着した市町村の条例で「寝室」に設置することが義務付けられました。

Q 2 住宅用火災警報器はどんなもの

A 2 住宅用火災警報器は、火災により発生する煙をいち早く感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。無線で各部屋に設置されている警報器と連動して、一斉に警報を発する機能を持った住宅用火災警報器も販売されています。

Q 3 どこで買えばいいの

A 3 お近くのホームセンターや電器店、防災設備等の取扱店でご購入いただけます。価格は、メーカーや種類、機能等により異なります。

住宅用火災警報器には、平成26年4月から「合格の表示（型式適合検定に合格したものである旨の表示）」が表示されることになりました。これまでに販売されていた住宅用火災警報器には「鑑定合格証票（NSマーク）」が表示されているものが大部分でしたが、住宅用火災警報器が国家検定品になったため、今後は「検定合格証票」が表示されることになります。「鑑定合格証票（NSマーク）」の製品も検定品と同等の性能が確認されているため、経過措置として平成31年3月31日まで販売が認められています。

なお、訪問販売等には注意をしてください。消防署や消防職員は、住宅用火災警報器や消火器等の販売は、一切行っていませんので、消防署や公的機関の名を使った訪問販売には、十分気をつけてください。



← 鑑定合格証票（NSマーク）



← 検定合格証票

Q 4 お手入れは必要ですか

A 4 住宅用火災警報器が正常に作動するためには維持管理が必要です。汚れたら中性洗剤を浸して固く絞った布で軽く拭きましょう。(シンナーなどは決して使用しないでください)

また、定期的に住宅用火災警報器が鳴るかどうか、確認してください。作動確認時は高所での作業となり、転倒や落下などの危険性があります。安定した足場を確保して、作業を行ってください。

点検方法は本体のひもを引くものや、ボタンを押して点検できるものなど、機種によって異なるため、付属の取扱説明書を確認してください。

Q 5 交換時期を教えてください

A 5 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、大変危険です。まずは、ご自宅に取り付けられている住宅用火災警報器がいつ設置されたものかを確認してください。約10年を経過している場合は、本体の交換を考えましょう。

Q 6 寝室は、いつも寝室として利用するところだけですか

A 6 例えば、子供部屋で夜に寝室として使用する場合は、設置が必要となります。年に何回か来客があった時にだけ「座敷」を寝室として使用される場合、この「座敷」には取り付ける義務はありません。

Q 7 台所は出火の危険性があるのに、なぜ設置しなくていいの

A 7 Q 1 で説明しましたが、住宅火災で逃げ遅れによる死者数を低減することを目的として、条例で義務化されたものです。

条例では、台所の設置について「設置に努めるものとする」となっており、設置義務化にはなっていません。しかし、台所は出火の危険性が高い場所ですので住宅用火災警報器の設置をお勧めします。

Q 8 悪質な業者から購入した場合はどうすればいいの

A 8 住宅用火災警報器等は、購入後の無条件解約の申し出（クーリング・オフ）の対象となっています。

クーリング・オフとは一般の消費者が、特定の商品購入や権利・サービスを受ける契約をした場合に、一定の期間内であれば理由なしに解約のできる制度です。

お困りの際はこちらへご相談ください
唐津市消費生活センター
〒847-8511
唐津市西城内1-1 唐津市役所内
0955-73-0999

